

茂原市まちづくり条例策定協議会 第16回会議 概要

開催日時	平成27年2月19日(木) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち2名所用のため欠席) 事務局(平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、苅込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第7章 行政運営の基本原則 ・前文 ・第1章 総則 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画政策課長補佐)	<ul style="list-style-type: none">・13時現在の出席者は16名。定足数に達したため、会議は成立した。・本日は関谷会長が不在のため、会議の進行を麻生副会長にお願いする。
麻生副会長	<ul style="list-style-type: none">・関谷会長が不在のため、私が議長を仰せつかった。皆様のご協力をいただきながら、進めてまいりたい。・本日は、暫定稿その10について事務局から説明を受け、次に、前文・総則について検討してまいりたい。・事務局から資料についての説明をお願いしたい。
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">・本日の資料は、お手元にお配りした「暫定稿その10」、前文・総則の未定稿、前回協議会における傍聴者からの感想、前回協議会の会議概要である。・傍聴者の皆様には、これに加えて、提言書を抜粋した資料及び「感想等記入用紙」をお配りした。・初めに、「暫定稿その10」について。前回の協議会での議論を踏まえ、たたき台を作成した。・第7条の「個人情報の保護」については、前回の議論を踏まえ、「個人情報について適正に管理するため」という目的を、「個人情報保護条例の規定に基づき」という文章の前に入れた。・同様に、第36条の「行政手続」についても、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため」という目的を、「行政手続条例の規定に基づき」という文章の前に入れた。

- 第 27 条の「危機管理」については、前回、緊急事態への対応にあたって、いわゆる「双方向性」というお話をいただいたため、「市民等及び関係機関との十分な協議を通じて」という文章を加えた。
- 第 39 条の「条例の見直し」については、見直しありきではなく、「条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを確認」し、「必要に応じて見直しを行う」という文章構成にした。
- 次に、前文・総則の未定稿について。本日の議事進行については、関谷会長、麻生副会長と相談し、前回ご議論いただいた議会の章については、今回は議論を割愛し、3月の協議会で改めて協議させていただくこととした。本日は、暫定稿をご確認いただいた後、前文・総則についてご意見をいただきたいと考えている。
- お配りした未定稿は、暫定的に行政側の対案を入力してあるが、本日、皆様からご意見をいただく中で、改めて次回、暫定稿をお示しして、ご議論いただきたいと考えている。
- 既に、1月22日の第14回協議会において、前文・総則についての提言書と行政対案の比較表をお配りしているので、そちらも併せてご覧いただきながら、ご意見を頂戴したい。
- なお、前回の協議会で、「概念の整理」という資料をお配りし、皆様にご覧いただいた。それを「定義」として文章に落とし込んだものが、総則の第3条になるので、まずは「定義」についてご確認をいただき、総則についてご意見をいただいた後、前文についてのご意見を頂戴してまいりたい。
- 前文は、長文であり、全体を一度に検討するのは難しいと思われるので、「まちの歴史・風土・経緯・特徴・成り立ち」、「目指すまちの姿」、「参加・協働・市民自治」、「条例の位置付け・制定・結び」の4つの要素に分けて整理している。
- どの自治体の前文も、概ねこの4つの要素に分けることができるような構成になっている。本日の議論も、この4つの要素について、一つずつ、ご意見を頂戴できればと思う。
- 前回ご議論いただいた議会の章及び積み残しとなっている住民投票については、今回の協議会では議論を保留とし、次回に改めて議論することとさせていただきたい。

麻生副会長

- それでは、暫定稿その10についてのご意見をお聞かせ願いたい。
- 資料は本日配られたものなので、しばらく目を通した上で、ご意見をお願いしたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 改めて、1点ずつご説明申し上げると、第7条については、前回の議論を元に、「個人情報について適正に管理するため」という目的を、文章の前段部分にもってきた。それ以外の修正は、特段ない。

- 「行政手続」についても、同様に文章の入れ替えを行ったのみであり、趣旨は変わっていない。
- 危機管理については、前回の議論を踏まえて、いわゆる「双方向性」の要素を加え、行政側から一方的に手を差し伸べるということではなく、市民等や、関係機関としては防災関係機関や非常事態の際の機関が想定されるが、それらと十分に協議を図っていくというものになっている。
- 「条例の見直し」については、見直しありきではないのではないかとというご意見をいただいたので、まずは、趣旨に照らして、条例が解釈運用されているか、また、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかを確認するということを前段に持ってきて、「社会情勢等の変化で、必要に応じて見直しを行う」としたものである。
- 何かお気づきの点があったら、ご発言をお願いしたい。
- 第39条の「条例の見直し」について、「4年を超えない期間ごとに」は、「確認する」に係っており、「見直しを行うものとする」には係っていない。
- 「社会経済情勢等の変化等」ということと、「4年を超えない」ということが、連動しているのかどうか、よくわからない。社会経済情勢等の変化等に応じて見直すのか、4年を超えない範囲で確認して見直すのか。前回議論があったと思うが、再度確認したい。
- 前回の議論の中心は、「見直しありき」ではなく、まずはまちづくりの進展が必要であるというご意見であった。このため、「条例の趣旨に照らして解釈運用がなされ、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかを、4年を目途に確認する」というたたき台を作成した。
- また、条例が施行されたからといって、すぐ1年目から何か動き出すというものではなく、ある程度の時間を要するのではないかとというご意見もいただいた。
- 「4年」という期間は明記すべきというご意見が大半であったため、「4年を超えない期間ごとに確認する」とした。
- 「必要に応じて見直しを行う」というところでは、この条例をもとに、各地域で「地域まちづくり協議会」ができ始めて、それが運営され、地域でまちづくりが行われる中で、修正が必要な点が出てくるかもしれないので、地域まちづくり協議会の皆さんなど、幅広くご意見を伺い、必要に応じて見直しを行うという趣旨の文章になっている。
- 逐条解説を見ると、別物という印象を受けた。条文だけを見ると、「4年を超えない期間ごとに」「必要に応じて見直しを行う」と読めなくもない。「確認する」で一度文章を切らないと、「4年を超えない期間」がどこに係っているのかが分からない。
- この文章を読むと、確かに首をひねるところもあるが、本文と解説でニュアンスが異なる。私は、「4年を超えない期間」は、見直しも含めて解

麻生副会長
鈴木(弘)委員

事務局(企画
政策課主査)

鈴木(弘)委員

北田委員

積していたが、逐条解説では、文章がいったん切られているので、見直しは4年ごとでなくてもいいのかという解釈になりかねない。

事務局(企画
政策課主査)

- 私としては、解釈運用の実施状況を、4年を超えないごとにきちんとチェックし、その期間ごとに、見直しが必要かどうか、場合によって見直しをすると解釈しているが、いかがか。
- ただいまのご意見を元に、次回改めて文章を作成したい。
- 文章が長くなっているので、いったん「確認する」で切り、2つの文章に分ける方法もあると思う。
- 前回のご議論の中で、まずはまちづくりを進展させることが必要であり、それを確認し、その確認作業に伴い、必要に応じて見直しをする場合も出てくるという形になっている。
- まずはまちづくりを進展させ、4年を超えない期間で確認し、その後、必要に応じて見直しを行うという形で、2つの文章に分けるということであれば、次回改めてたたき台を作成したい。

三浦委員

- 確認も見直しも、4年を超えない期間で行う。「必要に応じて、4年を超えない期間で見直しを行う」とすれば、両方に係るのではないか。
- 「4年を超えない期間」を、文章の後段に持っていき、「4年を超えない期間で見直しを行う」とすれば、すんなり解釈できるのではないか。

鈴木(弘)委員

- 言葉尻になってしまって恐縮だが、今のご意見だと、4年を超えない期間ごとということになり、社会経済情勢等の変化と4年間という期間がどう連動するのかがわからない。
- PDCA(計画・実施・評価・改善)にも関係してくると思うが、実施状況やまちづくりの進展状況に応じて、フィードバックしていくという趣旨ではないかと思うので、(まちづくりの進展状況を)確認し、その結果を踏まえて、見直しが必要ならば見直しするというようにしてはどうか。
- 文章を切ってしまうと、確認した結果を受けて見直すというところが、切れてしまうような気がする。確認は、まちづくりがきちんと動いているかどうかを見るものであり、見直しが必要がなければ見直さないということも含めて、やっていくものだと思う。
- 確認した結果を踏まえて、見直すとともに反映されるという繋がりも重要ではないか。確認と見直しがすんなりと繋がるように、ご検討いただきたい。

麻生副会長

- 内容については、皆さんほとんど同じ考えだと思うので、あとは表現の仕方、文章の書き方だと思う。事務局において、もう一度考えて、次回改めて提示願いたい。
- 続いて、前文・総則に議論を映してまいりたい。事務局から説明を願いたい。

事務局(企画

- 冒頭にもご説明したように、前回、「概念の整理」という資料をご説明

したので、順序が入れ替わって恐縮だが、第3条の「定義」からご検討をいただければと思う。

- 本日、「未定稿」としてお配りした資料の2ページ目の下段に「第3条定義」があり、前回ご説明した「概念の整理」を、文章として落とし込んだものになっている。
- まずは、「市民」の定義について、「茂原市の区域内に住所を有する個人をいう」としている。「市民等」については、権利の源である「市民」と、担い手である「市民等」を描き分けた方が良くはないかという協議会でのこれまでの議論を踏まえて、市民の会からの提言書において「市民」と定義されていたものを「市民等」とし、「市民並びに市内に通勤し、又は通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体」として、幅広い概念で捉えている。
- 次に、「市」であるが、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員」としている。
- 「市民自治」については、「自らの地域を良くするために、自ら考え、自ら参加し、行動していくこと」としている。
- 「まちづくり」と「市政」については、「まちづくり」が幅広い範囲、「市政」は行政と議会であるとして、「まちづくり」は「全ての市民が住んで良かったと思えるまち」にしていくための、あらゆる活動及び事業をいう、としている。また、「市政」は、「行政の運営及び議会の活動」としている。
- 「協働」と「参加」について、「協働」は、市政と市民活動の重なり合う部分という捉え方の中で、「市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動すること」としている。
- 「参加」は、「市民等が、まちづくりについて積極的に意見を述べ、行動に加わること」としている。
- 前回、概念の整理としてご説明したものを、文章に落とし込んだものが「定義」になっているので、ご確認をお願いしたい。
- 前文・総則をご議論いただく前提として、市民の会の委員から、前文・総則についての趣旨説明をいただくべきであった。順序が入れ替わってしまい、申し訳ないが、市民の会の委員からご発言をいただきたい。
- それでは、市民の会の委員から、提案の趣旨説明をお願いしたい。
- 前文については、この協議会が始まったときに、なぜこの条例を提案したかという説明の中で、述べさせていただいた。
- 市民の会で、自治基本条例の内容をどうしようかと考えたときに、今までの市政全般についてのいろいろな検証や、どういうまちにしていけばよいかという検討をした。その結果、特に重要だと思われる文章につ

いて、前文に記載している。

- 前段の茂原市の位置関係や地理的状況、現在の行政区域を持つようになったことについては、どこまで書き込むかという問題であり、全体とのバランスの問題もあるので、議論の結果、このような形になった。
- なぜ、この条例を作ることになったのかを検討する上で、特に重要視したのは、茂原市の高度経済成長期の市政運営の問題、いわゆる借金が膨大になり、市民生活にかなり大きくなっているということである。そのような前提のもと、このような問題を二度と味わいたくないというのが、市民の会の皆さんの共通の認識であり、そのような記述を加えた。
- 特に、その原因となったことに触れて、市政の状況を述べ、後段のところでは、どのようにして茂原市をより良くしていくのか、方法論としては、市民参加、協働について述べている。
- 前文の最後尾に、「情報を共有するための仕組みや参加、協働の考え方を条例で定めておく」と結び、この条例を提案する趣旨について説明をしている。
- 定義について、市民の会の提言書では、「市民」が今回事務局から提案のあった「市民等」に該当する。「市民」はいろいろな使われ方をしており、一般的には「市民」と言った場合には「茂原市の市民」を指すことが多い。確かに、一般的な使われ方の「市民」と、市内に来て活動している個人・団体等を含めた「市民等」に分ける必要があると思う。
- 「市」については、基本的には今回示されたものと変わりはない。
- 用語の定義について、大きく違うのは、「市民」の定義だけだと思う。あとは、文章の言い回しが違うところがあるが、皆さんの議論の中でより良い定義になればよいと思う。
- 続いて、行政側の委員から、行政対案についての説明をお願いしたい。
- 第3条の定義については、事務局から説明があったように、「市民」と「市民等」を描き分ける必要があるということについては、協議会での議論が深まるにつれて、共通認識を持っていただいているものと思う。
- 「市」の定義については、提言書では「職員」が入っていたが、職員は補助機関であり、対案ではそれを削除している。
- 「市民自治」については、提言では「決定に関与する」となっていたが、まちづくり条例は市民参加のルールであることから、「自ら参加し」という表現に改めている。ちなみに、茂原市基本構想でも、「自ら参加」という表現を用いている。
- 「まちづくり」と「市政」については、後者を行政と議会に関することとして、定義を明確に分けた。
- 「協働」については、対案に示したとおりである。
- 「参加」についても、市政への参加だけでなく、市民活動への参加も含

麻生副会長
永長委員

めた幅広い「参加」と捉えている。

- 第4条の「まちづくりの基本原則」については、提言書では「市民参加の原則」となっていたが、第3条で「参加」と定義していることから、「参加の原則」とした。
- 第1条に戻って、「条例の目的」については、提言書では「茂原市独自の自治の推進及び確立」となっていたが、「市民自治の推進及び確立」とした。仕組みをつくるのではなく、その結果の「市民自治の推進」に重きを置いた方が良いと考えたものである。
- 第2条の「条例の位置付け」については、(提言書でうたわれているような)「自治の基本」を定めるものではなく、「まちづくりの基本を定める」ものであるという表現に改めている。
- ただいまの説明について、皆様からご意見をいただきたい。関谷会長であれば、うまくまとめられるかもしれないが、本日はご意見を幅広くお伺いし、たたき台を作成して、次回改めてご議論いただくという流れにしたい。

麻生副会長

- 順序は逆転するが、初めに、「第1章 総則」についてのご議論をお願いしたい。

鈴木(弘)委員

- 全国の他のまちづくり条例の状況を、正確に把握していないが、目的を「市民自治の推進と確立」とするとの説明があった。「住みよいまちづくりが実現していく」ということではいけないのか。
- この条例は、包括条例であると認識しているが、法律でも、目的を「国民の健康と福祉に資する」としているものがある。市民が生き生きと、楽しく暮らせるまちづくりを推進していくというように、絞り込むことはできないか。

事務局(企画政策課主査)

- 「目的」の結びの部分については、11月20日の協議会でお示した他市条例との比較の資料をご覧いただきたいが、流山市は「市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とする」としている。小平市は、「自治の実現を図ることを目的とする」、一宮市は「市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする」となっている。
- 今の未定稿は、小平市に近い形になっている。鈴木委員からいただいたご意見は、流山市や一宮市に近い形になる。結びをどうしたらよろしいか、ご意見を伺い、次回改めてたたき台を作成したい。
- 条例の目的が、「自治の実現」なのか、「自治を実現することにより、幸せに暮らせるまちをつくること」なのか、結びの表現の違いについて、ご意見をいただきたい。

丸嶋委員

- 第1条が「目的」となっているが、「前文」があつての「目的」である。前文で、茂原市の過去の姿と将来のイメージを持ち、第1条でこれからはなくてはならないことを述べるのが、筋ではないかと思う。

事務局(企画
政策課主査)
三浦委員
事務局(企画
政策課主査)
丸嶋委員

- 前文の中では、どういうイメージを持てばよいか、ここに書かれていることでは分からない。市民の会の提言書では、茂原市の市民憲章をうたっている。市民憲章は、具体的な市民の姿が描かれている。そのような姿があり、その流れの中で、総則、第1条 目的ということになると思う。
- 第1条で目的を議論するのであれば、思考の順序として、初めに前文を詰めて、それで第1条、第2条と議論を進めていくべきと考える。
- ただいまいただいたご意見を元に、先に前文をご議論いただき、それをもとに、第1条の目的を考えていただければと思う。
- 第3条の「定義」は、いま決めてしまっていないのではないか。
- 「定義」の部分は、今ご確認いただければと思う。修正意見等があれば、次回お示ししたい。
- 例えば、茂原市出身の方が、「ふるさと納税」という形で、まちづくりに貢献したいという考えを持っていたり、若いときは東京で働いていたが、帰ってきて、ふるさとで活動したいという、いわゆる「Uターン」「Jターン」をしたいという考えを持っている人たちもいる。彼らの位置付けをしておいた方が、一度出て行っても、また帰ってきてくれるかもしれない。
- そのような人たちを「市民」に入れるのか、「市民等」に入れるのかは分からないが、そのような人たちもいるという位置づけがあってもいいと思う。
- まさに「Uターン」「Jターン」で茂原市に入ってきていただき、まちづくりに取り組んでいただくという意味では、住んでもらえればもちろん「市民」であるし、「市民等」に位置付けることもできる。
- ふるさと納税など、離れてはいるが、茂原市のまちづくりに寄与したいという方などについては、ふるさと納税制度の運用の中で活かしていくということで捉えられればと思う。
- せっかく「まちづくり条例」としているのだから、そのような人たちも入れてもらえればと思う。「どこかの条文を読めば分かる」というのでは、市民には読んでもらえない。
- ふるさと納税者も「市民」として捉えるのは、なかなか難しいと思うが、持ち帰って検討させていただきたい。
- 定義の中に、「ふるさと納税者」も加えるというのは、難しいと思う。逐条解説の部分で、元茂原市民で、外からふるさと納税などで応援してくれる人も、含めるような形で検討したい。
- 市の定義のところに、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員」となっている。以前、「横断的な連携を図る」という議論がなされていたが、「市」を「市長とその他の執行機関」と定義してしまうと、「横断的な連携」というところ

事務局(企画
政策課主査)

丸嶋委員

事務局(企画
政策課主査)
永長委員

鈴木(弘)委
員

と整合性が図れるのか。

- 「協働の原則」で、まちづくりに努めていくのは、「市民等、市及び議会」となっている。ここでいう「市」は、市長とその他の執行機関となり、職員は入らなくなるが、それでまちづくりができるのかが疑問である。
- 法律上の整理では、このようになると思うが、実態として合っていないのではないか。
- 「市」の定義については、地方自治法で、市の執行機関は「長」と教育委員会、選挙管理委員会のような、いわゆる「その他の執行機関」となっている。
- 副市長以下の職員については、いわゆる「補助執行機関」であり、市政を担うのはあくまでも「市」と「議会」であり、「市」に含まれるのは「長」と「その他の執行機関」ということになる。
- 行政の章で出てくる「市長の役割」「市長以外の執行機関の役割」で、市長の役割を定め、市長以外の執行機関は、市長部局や自分以外の執行機関と連携を図っていくということになっている。
- 鈴木（弘）委員からは、「組織横断的」というご指摘をいただいたが、ここは、あくまでも総則の定義の部分であり、以降の条文中で「市」と言った場合には、「市長とその他の執行機関」を指すということで、ご確認いただければと思う。
- 「協働」にも「市」が主語として入ってくるが、ここでいう「市」は、市長とその他の執行機関である。職員については、「職員の責務」という項目を別に定めており、「職員は、市民等がまちづくりの主体であることを認識し、いっしょに取り組んでいく」ということをうたっているので、「協働」の条文には職員が出てこない。
- 「協働」の条文中の「市」は、この定義の指す「市長及び他の執行機関」という意味であり、職員は入らないのか。
- あくまでも「市長」が執行機関であり、職員はそれを補助するものである。
- 「市民自治」の定義について、市民の会の提言書とは、言葉が変わっただけで、趣旨は生かしていただいているが、「市民自治」という言葉は、基礎自治体の自治ということも含めてのことではないかと思う。
- 「自ら考え、自ら参加し、行動していく」ということになってしまうと、市民が主語になる内容として捉えられる。これだけの表現だけで良いのか、もう一度検討する必要があると感じた。
- 提言書では「決定に関与」となっており、犬飼委員がおっしゃったのは、「住民自治と団体自治」という考え方のうちの「団体自治」のことだと思ふ。
- 市民は、団体自治について、市長と議員に委ねているので、「参加」で

事務局(企画
政策課主査)

鈴木(弘)委
員
事務局(企画
政策課主査)
犬飼委員

事務局(企画
政策課主査)

はなく「決定に関与」という表現の方がふさわしいのではないかと
ご指摘でよろしいか。

犬飼委員

- 「市民自治」という内容の中に、やはり行政や議会も含まれるのではないかと思う。「自ら考え、自ら参加し、行動していく」という部分を見ると、住民だけが主体であるという捉え方ができてしまうのではないかと思う。もう少し調べてみる必要があるのではないか。

事務局(企画
政策課主査)

- 地方自治の「住民自治と団体自治」ということだと思うが、茂原市基本構想では、「共生」と「共創」のまちづくりをしていくという中に、「市民一人ひとりが、自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていくという共生と共創のまちづくり」ということが、既にうたわれている。そこに表現を合わせた形で、「自ら考え、自ら参加」という対案となったものである。

麻生副会長

- 犬飼委員がおっしゃったように、「住民自治」に加えて、「団体自治」も入れ込む必要があるということであれば、持ち帰って検討したい。
- 他に意見がないようであれば、第3条については以上とし、前文に移りたい。前文についてのご意見をいただきたい。

永長委員

- まず、行政対案の説明を申し上げたい。前文を4つの要素に分けて整理しているが、基本的には、提言書よりもコンパクトにしている。
- 1つめの「まちの歴史・風土・経緯・特徴・成り立ち」については、提言書では昭和27年の合併の話が入っているが、60年以上も前の話であるので、削除しても良いのではないかと考えた。
- また、提言書では「九十九里地域最大」とあるが、「外房地域の中核都市」という表現の方が望ましいのではないかと思う。
- 2点目の「目指すまちの姿」については、特に大きな修正点はないが、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」の実現を目指すとした。
- 議論の中心になるのは、3点目の「参加・協働・市民自治」だと思う。市民の会の皆さんが、まちづくり条例の必要性を感じて参加した根本に、茂原市の土地開発公社の問題や借金の問題があるということで、提言書ではそこをクローズアップしているが、条例として出すときに、市としてそれらをなかったことにするというつもりは毛頭ないが、これからのまちづくりを目指す条例の中に、過去の負の遺産を入れるのは、正直申し上げて格好悪いのではないか。市の過去の不手際を、前文に入れるのはどうかと思う。市民の会の皆さんが、このようなことをきっかけに、条例を考えたということをお話していただくことは構わないが、前文に入れるのは不適切と考え、削除した。
- 4点目の「条例の位置付け・制定・結び」についても、コンパクトにまとめたが、先ほど丸嶋委員がおっしゃったように、まちが目指す姿をもう少し入れた方が良いかもしれないという思いはある。対案としては、

丸嶋委員	<p>シンプルにまとめさせていただいた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 永長委員のおっしゃったように、まちの目指す姿があってこそ、膨らみのある条例になると思う。 事務局にお願いしたいが、茂原市市民憲章の文章を配っていただきたい。
事務局(企画政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> 茂原市総合計画後期基本計画の概要版を、資料としてお配りする。 資料をご用意するまでの時間を利用して、音読させていただく。 「わたくしたち茂原市民は、緑ゆたかな伝統のある郷土を愛し、「均衡と調和のとれた明るく豊かな都市」をめざし、力をあわせてこの憲章を守り、理想のまちをつくりましょう。 <p>わたくしたちは</p> <ol style="list-style-type: none"> 清潔で文化的な明るいまちにします。 老人を敬い子どもの幸せを守る温かいまちにします。 スポーツを楽しみ健康で活気のあるまちにします。 仕事に励み創意と努力をもって豊かなまちにします。 きまりを守り住みよいまちにします。
丸嶋委員	<ul style="list-style-type: none"> 市の職員は、採用されるときに、この文章を読み上げると聞いたことがある。今聞いても、古いものでもないし、むしろ価値あるものだと思う。ぜひ、この文章、あるいはその内容を、前文に入れていただきたい。
三浦委員	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、御用初めの式典で、市民憲章を読み上げている。
千葉委員	<ul style="list-style-type: none"> 私たちも、総会るときに（市民憲章を）読み上げている。
麻生副会長	<ul style="list-style-type: none"> 丸嶋委員からのご意見について、事務局で検討をお願いしたい。 他のご意見はいかがか。
鈴木(弘)委員	<ul style="list-style-type: none"> 3つ目の段落で、一つには緑豊かな自然環境ということがあると思うが、それを「歴史ある自然と文化」と一まとめにして良いか。茂原市が立地する豊かな自然があり、海に近いという環境があり、長い年月を経た歴史的な資産があり、市民が築いてきた文化があると思う。一まとめにすればこのような表現になるのかもしれないが、もう少し丁寧に描いた方が良いのではないか。 例えば、「豊かな自然環境と、歴史的・文化的資産」など、まちづくりは、人だけでつくるものではないと思う。茂原市の持つポテンシャル（潜在能力）を、きちんとうたってもいいのではないか。 基本理念について、先ほど市民憲章でご紹介いただいたものと関係づけてはどうかというご意見もあった。未定稿では、この条例は「茂原市のまちづくりの基本理念を明らかにする」ものとしている。「明らかにする」のであれば、条文のどこに反映されるのかということになると思うが、その対応関係が分からない。「明らかにする」のであれば、第1条の「目的」のところと関係してくるのではないか。「まちづくりに関する基本理念を定め」というような文言が出てくる可能性もある。「明ら

かにする」と言い切ってしまうのであれば、「目的」の中に入ってくるような気もする。私は、法律の専門家ではないので、そのあたりは関谷会長のご指導をいただきたいところである。条文と、(丸嶋委員からの)ビジョンを明らかにすべきというご意見、市民憲章の理念などの関係性を整理した方がいいのではないか。

犬飼委員

- 最初の「歴史・風土」のところであるが、市民の会では、「商業、工業、教育などの中心として発展してきた」と過去形で書いた。対案では、「中核都市となっている」と、現在形で書いているので、そのあたりはどのようなかと思う。
- 3つ目の要素の「参加、協働、市民自治」について、借金があるということは、前文としてはふさわしくないというご意見はごもっともだと思う。ただし、対案を見ると、「市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、行動する市民自治のまちづくりが必要である」となっており、市民のみがここに描かれている。私は、この前段として、市民は行政と議会に委ねており、二元代表制ということをやたしてほしいと思う。これは、市民の代表を送り込んでいるという意味で、市民の責任でもある。選挙は、行かなくてはならない。
- 市民は、個々でできないことを、行政に負託しているということを明記する必要があると思う。その上で、しっかり選挙に行くとか、行政や議会と市民の連携、協働をしていく。そのための条例であると思う。
- 市でも、借金ができてしまったことを繰り返さないという決意をお持ちなのであれば、行政・議会の位置付けをしっかりとしておく必要があると思う。「市民一人ひとりが自ら考え、自ら参加し、行動する市民自治」の前に、一言入れていただきたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 小平市の自治基本条例では、前文に、犬飼委員がおっしゃるように、「市政を議会及び市長に信託するとともに、参加や協働を通じて市民自治のまちづくりを進める」とうたっている。
- 前文は、市民が主語になっており、「私たちは」という形になっているので、このような結びになっている。
- 前文の主語は市民であるが、議会や行政に信託するとともに、自分たちの務めも果たしていくという、犬飼委員がおっしゃったようなニュアンスを加えるのであれば、小平市のような事例もあるので、それらを踏まえて、次回改めてたたき台を作成したい。
- 前文の主語は市民であり、「私たちは、ここに茂原市まちづくり条例を制定する」と結んでいるが、負託という面と両面を描き分けるということで、改めて整理したい。

森川委員

- 市民の会の提言書では、前文の最初に「緑豊かな景観と農村文化を育んできた」とある。対案では、農村文化という文言がなく、工業で発展してきたというイメージしかない。第2段落には「農業」が出てくるが、

麻生副会長 千葉委員	<p>第1段落にも入っていた方がよいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ただいまのご意見について、事務局でご検討願いたい。 • 提言書では「九十九里地域の中心」となっており、市の対案では「外房地域の中核都市」となっている。市の公式見解として、「外房地域」ということか。以前、茂原市は「外房」ではないと言われたことがあり、「南九十九里」という表現を使った時期がある。地勢的には九十九里だが、交通の便等を見ると、外房地域になると思う。市側で統一して決めていただきたい。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> • 茂原市が「九十九里地域の中心」であると言ってしまうのは、言い過ぎではないかという意見があり、これまで常々、「外房地域の中核都市」という表現を用いてきたところである。九十九里まで幅を広げてしまうと、太平洋側のかなり広い範囲を指してしまうので、「外房地域の中核都市」という表現を用いたものである。
千葉委員 森川委員 千葉委員	<ul style="list-style-type: none"> • 地図から見たら、どう見ても外房ではない。 • 今、「中房総」という言い方もある。 • 外房線が通っているので、「外房」という表現を使うことがあるのかもしれないが、茂原市は外房ではないという意見をお持ちの方がいるのかもしれない。私個人としては、「外房」でいいと思うが。
麻生副会長 丸嶋委員	<ul style="list-style-type: none"> • それらのご意見も含めて、事務局で検討願いたい。 • 前文の3つ目の要素の最後に、「協働により」という言葉が入っている。その上から読んでくると、「自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手たちが、情報を共有し、共通の目的を持ち、議論を重ね」というところまでは理解できるが、その次に「協働」となると、それは、以前事務局から概念の説明があったように、市民活動と市政の重なる部分であり、幅が狭くなってしまうのではないか。市民だけのまちづくりもあるのだから、区別してもらえればと思う。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> • 「協働」について、前回、「概念の整理」の図をお示したときに、「市民活動」と「市政」の交わる部分が「協働」であるのご説明した。 • 丸嶋委員からは、市民同士の協働もあるのではないかというご指摘をいただいた。
丸嶋委員 事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none"> • 市民同士は、「協働」とは言わないのではないか。 • 市民団体同士が共通の目的を持ち、課題に対処していくということはあると思う。 • 例えば、「多様な主体が協働していく」という表現にすれば、行政と市民の協働や市民同士の協働も含めて描くことができるのかもしれないので、表現を確認させていただきたい。
永長委員	<ul style="list-style-type: none"> • 丸嶋委員がおっしゃっているのは、まちづくりは、「協働によるまちづくり」だけではないということではないか。市民だけのまちづくりなど、幅広いまちづくりを入れるべきという趣旨の発言だと思う。次回までに

- 中山委員
- 検討させていただきたい。
 - 前文の最後に、「茂原市のまちづくりの基本理念を明らかにする」とある。先ほど、市民憲章の話があったが、その理念は「均衡と調和のとれた明るく豊かな都市」である。
 - 基本構想では、平成 32 年までの基本理念として、「まもり・そだて・つたえよう一人・自然・文化のかがやき」としている。
 - 「均衡と調和のとれた明るく豊かな都市」とは、超長期ビジョンという位置付けになっていると思う。それと、現在の基本構想の「まもり・そだて・つたえよう一人・自然・文化のかがやき」という基本理念との整合性をもう一度考えていただくことと併せて、前文で「基本理念を明らかにする」とうたっているが、すでに基本理念はあるのに、また別の基本理念をつくるのかと理解されかねない。
 - 超長期ビジョンと基本理念の整合性を取った上で、文章をつくっていただきたい。
 - 行政側の対案に、「外房の中核都市」とある。確かに、これはいろいろなところで使われている。茂原市が「外房の中核都市」を標榜した後に、人口 30 万人以上を「中核市」とする制度ができた。これまで使ってきたものの、「外房地域の中核都市」という言い方が良いのかどうか。「中心都市」としたほうが分かりやすいかもしれない。もう一度整理して、書いてもらった方が良い。
- 森川委員
- 対案に「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」とあるが、とても良いと思う。よく読んで考えると、茂原市市民憲章は、その実現を目指すための憲章であり、「清潔で文化的」や「老人を敬い子どもの幸せを守る」などの具体例を挙げている。
 - 基本構想の基本理念である「まもり・そだて・つたえよう一人・自然・文化のかがやき」も、住んで良かったと思えるまちの実現のために必要なものであり、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち」という言葉に集約されるので、とても良いと思う。
- 麻生副会長
- 前文については、議論を集結し、事務局で持ち帰って検討願いたい。ここで小休止とする。
- (小休止)
- 麻生副会長
- 休憩前に引き続き、「第 1 章 総則」について、皆様のご意見を伺ってまいりたい。
- 事務局(企画政策課主査)
- 事務局から、本日お配りした未定稿について、ご説明したい。
 - これまでは、主に条文についてご検討いただいていたが、答申にする際には、逐条解説も含めて、取りまとめてまいりたいと考えている。
 - 前文については、逐条解説に、「条例の制定趣旨と基本的な考えを明らかにし、条例全般にわたる解釈運用の拠りどころとなるものである」とし、初めにまちの歴史や経緯などを述べ、目指すまちの姿をうたい、地

方分権や少子高齢化、人口減少などの変わりゆく時代の中では、「市民自治のまちづくり」が必要であるとしている。

- まちづくり条例は、担い手である市民、団体、企業等や、市及び議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、協働して、地域課題の解決に取り組んでいくための、基本的なルールとなるということを、解説にうたっている。
 - まちづくりの担い手である市民の決意を表明するという意味で、「私たち」という主語を用いている。
 - 「第1条 目的」については、条例を制定する目的を規定している。
 - 先ほど、丸嶋委員からご発言いただいたように、「前文」を受けての「目的」となると思う。「この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものであり、市民等、市及び議会などが共有する基本的なルールである。この条例によって、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図ることを、条例の目的としている」と解説している。
 - 「第2条 条例の位置付け」については、他の条例・規則などの制定改廃に当たって、この条例との整合性を図ることにより、条例間には優劣はないが、この条例が持つ「まちづくりの基本的な事項を定めるもの」という位置付けを、実質的に担保していくということを、解説で述べている。
 - 「第4条 まちづくりの基本原則」については、市民等、市及び議会がともに担っていく市民自治によるまちづくりを推進する上での基本原則について、「情報共有」「参加」「協働」の3原則をうたっている。
 - この第4条を受けて、第2章が「情報の共有」、第3章が「参加」、第5章が「協働」という各論が展開していき、その後、議会及び行政の基本原則、実効性の担保という章立てになっている。
 - 別途お配りした新聞記事については、高信委員から情報提供のあったものである。参考としていただきたい。
- 丸嶋委員
- 睦沢町の道の駅の資料が配られたが、茂原市でこのような事業をやる場合は、後期基本計画のどこに分類されるのか。
- 事務局(企画政策課主査)
- 観光や物販ということであれば、「第5章 産業振興」になるが、この事例では、定住促進や、睦沢町でうたわれている「健幸のまちづくり」ということも含まれており、この協議会でも議論に上っているような「横断的な連携」ということがなされているのではないかと思う。
- 丸嶋委員
- その考え方の基本には、茂原市総合計画後期基本計画が元であり、当時と違うのは、このような事例で言えば、「横断的」ということが新たに加わったということか。
- 事務局(企画政策課主査)
- 茂原市で、仮に道の駅事業を行うという仮定の話であれば、総合計画後期基本計画には、もともと施策の6本の柱を掲げてあり、おおまかな方

向性を述べているものである。例えば、「道の駅」という一つの手法を用いて、産業振興に努めていくということであれば、そこに位置付けて、実施計画に計上して実施していくことになる。

丸嶋委員

- モノ・カネが必要になってくるので、どこかに分類して作っていかなくてはならないのであろうが、モノをつくるという段階では、今の話だと、情報の共有や参加、協働の原則がこれから実際に行われるが、睦沢町のような事例だと、今までのものとは違う発想で考えなくてはいけなくなる。

事務局(企画
政策課主査)

- 現在の総合計画・基本構想は、平成 32 年度までのものになっており、そこで目指す将来都市像を描いているので、それに近づける手法の一つが「道の駅」としたら、そこに位置付けて実施していくという形になる。
- 実施するに当たって、行政が単独で、市民の意見を聞かずにやるということではなく、この条例にうたわれているように、情報を共有し、いろいろなご意見を伺いながら実施することになる。
- また、睦沢町の事例でも「官民連携」とうたっている。そのようなことを幅広くとらえながら、このような事業を進めていくことになると思う。
- 議論の方向が、「第 1 章 総則」とずれているような印象を受けるが、そのようなことをご理解をいただきたい。

丸嶋委員

- 第 1 条の目的そのもの話だと思う。

麻生副会長

- 配布された新聞の切り抜き資料は、あくまでも参考ということで、本日の会議内容に直接関係があるわけではないということではよろしいか。

丸嶋委員

- 関係ないと言ってしまうとそれまでだが、将来、このようなことが起こり得る。そのような意味で、この資料が配布されたものと思う。
- 仮定の話ではあるが、まちづくり条例に則って進めたらどうなるのかという話があってもよい。

高信委員

- これまでも何度か発言しているが、この協議会がそろそろ大詰めになってきているので、社会情勢を知っておく必要があると考えた。
- 「地方創生」に国が力を入れており、お金は用意するが、以前のようにばらまくことはしないとはっきり言っている。
- 1 月 30 日の読売新聞で、地方創生について、これからは知恵を絞った自治体がお金を得ると書かれていた。まちを活性化するために、商店街などが、あの手この手で取り組んでいる。睦沢町も、昔は農村地帯だけだったが、数十年が経過し、このような取り組みをしている。地方創生は、とにかくアイデアを出し、知恵を絞ったら結果が出るという、やりがいのある仕事だと思う。今後の茂原市に期待している。
- 2 月 17 日に、睦沢町の道の駅が国土交通省の指定する「重点道の駅」に選ばれた。定住促進、健康志向への対応が一体化する方針が評価され

たとのことである。

- 地方創生は、みんなのアイデアの集まり、知恵を絞って良くしていこうということであるので、私は一主婦でしかないが、自治会でも生かしていこうと思う。
- 先日、30代～40代の、今まで全く就農経験がなかった人が、農業を目指したときに、地域体験型として、3か月住み込みで経験を積み、2年間土地を貸与されて、日当ももらえるという制度を、国が行っているという話も聞いた。
- これから、高齢化が進む中で、皆さんのヒントにならないかと考えて、情報提供したものである。
- いろいろな方がまちづくりに参加できるような、しっかりした条例をつくるのが、我々の役目だと思う。
- 後期基本計画の資料に、施策の体系が示されている。6本ある柱の1本に「市民自治」があるが、この条例が発足すると、「市民自治」は横串を通すようなものになるのではないかと期待したい。
- 睦沢町のようなものをつくるにしても、「市民自治」による市民の発想が話の中心になるようなものを期待していきたい。そのような視点で、「第1条 目的」を捉えてはどうかと思う。
- 先日、長生広域のし尿処理場についての説明会があり、老朽化のため、同じ敷地内の別のところに建て直すということであった。跡地もきちんと始末するということであり、そこまでは良い。
- そのような情報を公開してくれたので、我々が次にどのような発想になるかということ、処理場の跡地に、茂原市、あるいは長生郡市の環境教育の拠点をつくるということもできるのではないかと考える。これは、例えば、自治会長連合会で、ごみ処理やリサイクル運動について、東京都や内房地域のいろいろな施設を見学し、茂原市ではとても追いつかないようなごみ処理の仕方を見学しているのを見て、感心して帰ってくる。我々も、地元でごみ処理場を見学するが、小学生もよく見学に来ることである。環境教育の一環であり、とても良いことだと思う。
- このようなことも、まちづくり条例に照らし合わせてみると、最初の出発点がどこになるのかということになる。
- これからのまちづくりにおける「市民自治」は、6本の柱の1本ではなく、横串を通すものにならなくてはいけないのではないかと期待したい。市民から、いろいろなアイデアが出てきて、それがより良いまちづくりに繋がっていく。有識者に聞くことも必要だと思うが、発想は市民の中にある。明日すぐには実現できなくても、5年後、あるいは7～8年後に実現するものとして、金の卵にしていきたいと思う。
- 今までの施策体系がこうだったからということではなく、新しい体系をつくるようなものであってほしい。前文もそうであるし、第1条の目的

麻生副会長

丸嶋委員

も、そのようなニュアンスが含まれるものであってほしい。

- 説明会に臨席した職員にそのような話をしたら、私たちも理解できるが、市長と話し合う会で提案してほしいと言われたので、がっかりしたが、職員の皆さんにとっては、組織の上役がいるので提案しにくいのかかもしれない。環境衛生という場面では、茂原市の範囲を超えた部分で、施策を展開していかななくてはならない。茂原市が先頭になればよい、そのためには、説得力のあるまちづくり条例になると良いと思う。第1条の目的も、そうであってほしい。

麻生副会長
事務局(企画
政策課主査)

- 今話を汲んで、事務局において検討願いたい。
- 丸嶋委員からのお話について、総合計画における「市民自治」と、まちづくり条例における「市民自治」は、字面は同じだが、必ずしも6本の施策の柱の1本に限るということではない。
- 丸嶋委員がおっしゃるように、まちづくり条例を通して、まちづくり全体を考えていくことになるので、たまたま字面は同じだが、捉え方としては別のものになっていくと思う。

河野委員

- 第2条の「条例の位置付け」について、他の条例で定める事項との整合を図るとのことだが、第3条では言葉の定義について、例えば「市民」「市民等」とある。他の条例でもこのような言葉が出てきたときに、まちづくり条例に倣っていくことになるのか。それとも、まちづくり条例を変更する可能性もあるのか。

事務局(企画
政策課主査)

- まちづくり条例が今後のまちづくりにおける基本的な条例ということになるので、他の個別条例を見直すタイミングにおいて、まちづくり条例との整合性が取れているかをチェックすることになると考えている。

森川委員

- 「第1条 目的」に、「この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定める」とあるが、そこを、前文でもうたっているように、「すべての市民が住んでよかったと思えるまち茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定める」とすれば、具体的になると思うが、どうか。

事務局(企画
政策課主査)

- 目的のところに「すべての市民が住んでよかったと思えるまち」という表現を入れてよいかどうかについては、他の自治体の目的規定を見ると、そこまで描いているところはあまりない。
- 例えば、流山市の場合は、「自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図る」とうたっている。
- 小平市は、「自治の基本理念並びに市民、議会、市長等の在り方及び市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図る」とうたっている。

鈴木(弘)委員

- 一宮市は、「前文に掲げられたまちづくりの基本理念にのっとり、まちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び役割、議会及び執行機関の責務等を定め、市民が主体のまちづくりを推進し、もって市民が幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする」としている。
- 本日の前半の議論で、結びをどうするかについて、鈴木(弘)委員からもご発言いただいたところではあるが、それらも含めて、事務局で改めて検討させていただきたい。
- 「第4条 まちづくりの基本原則」について、一般的にこのようなまとめ方をしているのであれば、特に問題はないが、まちづくりの基本原則のみをうたい、詳細は解説に委ねるのではなく、情報共有、参加、協働がどのようなものなのかを条文でうたい、なぜこの3つが基本原則なのかを、逐条解説でうたう方がよいのではないか。条例の構成上、このようなものであるということであれば、こだわるところではないが、極めて重要な部分であると思うので、なぜ条文でうたわないのか疑問に思った。意図があれば、ご説明願いたい。

事務局(企画政策課主査)

- まちづくりの3原則として、情報共有、参加、協働でうたっておき、それを受けて、「第2章 情報の共有」、「第3章 参加」、「第5章 協働」というように各論を展開していくので、ここでは文言のみをうたったものになっている。
- 鈴木(弘)委員からご指摘いただいたように、他市の条例を見ると、例えば一宮市では、「情報共有の原則」の後に、「まちづくりに関する情報を共有することをいう」というような解説を加えている。
- 現在の未定稿のように、文言のみをうたい、後段の各論に委ねていくというスタイルがよろしいのか、鈴木(弘)委員からご指摘いただいたように、情報共有、参加、協働について、最低限の解説を加えた上で、後段に委ねていくほうがよいかについては、検討させていただきたい。

鈴木(弘)委員

- 「第3条 定義」について、皆さんほぼ合意していると思うが、第7号が「協働」で、第8号が「参加」になっている。これが、第4条の「参加の原則」「協働の原則」に繋がっていると思う。
- 第3条で「参加」「協働」を掲げずに、第4条で掲げれば良いのではないか。
- 協働原則は、環境政策において、極めて基本的な原則である。補完原則も含めて、市民と行政、ステークホルダー(利害関係人)が物事を進めていく上での、極めて基本的なルールの一つである。
- 「協働の原則」と、定義の「協働」が異なるのではないか。協働の原則がまちづくりにおいて重要であるということ、しっかりとうたったほうがよいのではないかと思う。

事務局(企画政策課主査)

- 第3条の「定義」で、この条例で言うところの「協働」とはこのような意味であるという定義をしておき、第4条の「まちづくりの基本原則」

において、これからのまちづくりの大きな柱の一つとして「協働」を原則とし、さらに、第 5 章の「協働」で、「協働のまちづくり」をうたうという、3 段論法になっている。そのような形で整理させていただきたい。

麻生副会長

- 他にご意見はないか。本日の会議は、ご意見をどんどん出していただき、事務局でそれを整理して、次回示すということになっているので、ご意見をいただきたい。
- ご意見がないようであれば、以上で、前文・総則についての議論を集結したい。予定していた時間よりもだいぶ早いですが、本日の議題について終了したので、議長の座を下ろさせていただく。皆様のご協力に感謝申し上げます。

事務局(企画
政策課主査)

- 次回は、3 月 13 日(金) 13 時から、場所は当初 102 会議室とご案内していたが、本日と同じ場所(502 会議室)が確保できたので、こちらで開催したい。改めてご案内差し上げたい。
- 3 月はもう一度、3 月 25 日(水)を予定している。残すところあと 2 回で、協議会の答申のとりまとめをいたしたい。
- 次回の協議会に向けて、本日いただいたご意見を整理し、資料等を作成し、改めて委員各位のお手元にお届けしたい。

中山委員

- あと 2 回とのことだが、議会の章や住民投票、全体を通した最終確認も積み残しされている。あと 2 回で終了できるのか。

永長委員

- 例えば細かな言い回しなど、細かい点については、市の法規担当にお任せいただき、残り 2 回で終了できるよう、皆様のご協力をお願いしたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 次回は、本日の議論の確認と、積み残しである議会の章及び住民投票についてご議論をいただき、3 月 25 日の最終回に向けて進めてまいりたい。